

出席停止解除願い

学校長 殿

年 組 氏名

学校保健安全法第19条により、児童が感染症にかかった場合、本人の休養と他人への蔓延を防ぐために、出席停止（欠席扱いとしない）となります。

お子様が感染症と医師から診断された場合は、下の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり休養してください。

病名	出席停止期間の基準
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

1. 受診日： 令和 年 月 日（ ）

2. 病院名： _____

3. 診断名： _____

4. 登校を控えていた期間：

令和 年 月 日（ ）～ 令和 年 月 日（ ）

※麻疹（はしか）の場合は、出席停止期間中の体温の記録をお願いします。

月/日	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
	/	/	/	/	/	/	/
午前	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
午後	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

出席停止期間が経過し、回復したので、登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名